

2024年10月28日(No. 527)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye

ネットワークデータ安全管理条例の公布(速報レポート)

日本弁護士 若林 耕

III. 中国法令アップデート

・統計法改正

・国防教育法(2024改正)

・「中華人民共和国民法典」権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)

・医療分野における開放試行業務の拡大展開に関する通知

・ネットワークデータ安全管理条例 ←今号の注目法令

・広東省・香港・マカオグレーターベイエリア(中国内地、マカオ)個人情報越境移転標準契約実施ガイドライン

・法定定年退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定 ←今号の注目法令

・ネットワーク安全標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン←今号の注目法令

IV. 中国万感

上海はアートシーズンの到来

日本弁護士 若林 耕

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 32 回(中国メインランド)

日時:2024 年 6 月 20 日(木)

「中国会社法改正にかかる実務的影響と対応～改正会社法施行前に押さえておくべきポイント」

講師:スペシャル・カウンセラー 弁護士 尾関 麻帆

上海オフィス顧問 銭 一帆

第 33 回(中国メインランド)

日時:2024 年 7 月 18 日(木)

「企業が注目する中国法制度の動向」

講師:パートナー弁護士 射手矢 好雄

第 34 回(中国メインランド)

日時:2024 年 9 月 19 日(木)

「中国消費者保護規制及びクレーム・紛争の最新動向」

講師:パートナー弁護士 若林 耕

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「中国の独占禁止法」](#)

3 月 19 日配信

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1 月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12月12日配信

講師：中国弁護士 胡 絢静

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye

ネットワークデータ安全管理条例の公布・施行(速報レポート)

日本弁護士 若林 耕

ネットワークデータ安全管理条例(以下、「本条例」という。)は、2021年11月に意見募集稿が公表されていたところ、3年の期間を経て2024年9月30日によやく正式公布に至り、2025年1月1日から施行される。なお、本意見募集稿の解説は、[ニュースレター第493号](#)のLawyer's Eyeにおいても行っている。また、本条例の和訳も作成しておりますので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

本条例は、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」(いわゆる「データ規制三法」)に基づき横断的・体系的に定められたデータ規制三法の肝となる行政細則である。これまでのデータ規制の実務には不透明な部分が多く、その中で企業がコンプライアンスを徹底しようとするとう過大な負担・コストが生じかねない状況が続いていた。本条例は、ここ3年間において単体的に公表されていた法令・ルール(例えば、「データ越境流通の促進及び規範化に関する規定」※[ニュースレター第521号](#)のLawyer's Eyeで解説)や実務状況を踏まえて、データ規制三法の法体系を固めたうえで規制内容を具体化するものであり、逆の観点からは、データ規制の法令遵守の必要性、当局による法執行のリスクが高まってきたといえる。企業として(個人情報を含む)データ規制三法に関する自社のコンプライアンス状況を再チェックしておくべきタイミングといえる。

データ規制三法も踏まえて、本条例では以下のように、法体系の中での用語(定義)の整理も行われている(62条)。

- (1) ネットワークデータとは、ネットワークを通じて取り扱い、及び生成する各種電子データをいう。
- (2) ネットワークデータ取扱活動とは、ネットワークデータを収集、保存、使用、加工、伝送、提供、公開、削除する等の活動をいう。
- (3) ネットワークデータ取扱者とは、ネットワークデータ取扱活動において、取扱目的及び取扱方法を自主的に決定する個人、組織をいう。なお、中国で事業展開する中国現地法人は、基本的にほとんどがネットワークデータ取扱者に該当すると思われる。

本条例は、以下の通り、9章全64条で構成されている。注目すべきポイントは以下の通りである。

	章	主なポイント
1	総則(1条~7条)	・本土内におけるネットワークデータ取扱活動及びその安全監督管理の実施に、本条例を適用する(2.1条)。
2	一般規定(8条~20条) 【ここがポイント!】 ※データ規制三法や既存の国家基準等に基づき、ネットワークデータ取扱者の義務を整理・調整して規定している。 →同規定の義務を順守しているか再度要確認!	・ネットワークデータ取扱者は、(安全等級に見合った)安全管理制度構築・整備の義務を負う(9条)。 ・ネットワークデータ取扱者は、データセキュリティインシデント緊急対応策の構築義務を負う(11条)。 ・ネットワークデータ取扱者がその他のネットワークデータ取扱者に個人情報及び重要データを提供し、取扱委託する場合の監督義務を負うとともに、取扱い状況記録の3年間の保存義務を負う(12.1条)。

3	<p>個人情報保護(21条～28条)</p> <p>【ここがポイント！】 →同規定の義務を順守しているか再度要確認！</p>	<p>・ネットワークデータ取扱者の個人情報の取扱いに関する告知・同意取得の義務内容を整理している(21条、22条)</p> <p>・ネットワークデータ取扱者が1000万人以上の個人情報を取り扱う場合は、(下記4の)「重要データの取扱者」に対し加重して課される責任(特別な安全責任体制の構築や組織再編に伴う重要データの取扱いに対する保護義務(30条、32条で規定される)を負う(28条)。</p>
4	<p>重要データの安全(29条～33条)</p> <p>【ここがポイント！】 →現地法人(ネットワークデータ取扱者)が、「重要データ」を取り扱っているかの識別・申告をしておく(29条参照)</p>	<p>・「重要データの取扱者」には、データ取扱者に比して更に加重された責任が課される(30条～33条)。</p> <p>・ネットワークデータ取扱者は、「重要データ」目録等に従って、重要データを識別する(29.2条)。</p>
5	<p>データ越境移転安全管理(34条～39条)</p>	<p>・中国本土外に個人情報を移転できる場合を整理している(35条)。</p> <p>【ここがポイント！】例えば、「法定の職責又は法定の義務を履行するために、個人情報を本土外に提供する必要がある」(35条(6))の場合には、安全評価又は個人情報移転の標準契約の締結等を経ることなく、個人情報の移転ができることと明記されている。この例として、医薬品業界において、外国企業が中国の医薬品市販承認取得者(いわゆるMAH)となることがあり、中国法上外国MAHにも医薬品の安全性情報の収集等が義務付けられているところ、当該義務の実施に伴う個人情報の共有・移転が挙げられる。</p>
6	<p>ネットワークプラットフォームサービス提供者の義務(40条～46条)</p>	<p>・「ネットワークプラットフォームサービス提供者」(ネットプラットフォーム、ユーザー数が巨大で業務類型が複雑な個人情報取扱者が該当する)について、いわゆる「Gatekeeper」として加重義務が負わされている(40条～42条)。</p> <p>・更に、「大型ネットワークプラットフォーム」(＝ユーザー数が5000万以上又は月間アクティブユーザ数が1000万以上で、業務種別が複雑で、ネットワークデータ取扱活動が国家の安全、経済の運営、国の経済と人民の生活等に対して重要な影響を有するネットワークプラットフォーム)については、更に加重義務(毎年度の個人情報保護に係る社会責任に関する報告の公表義務等)が負わされる(44条)。</p>
7	<p>監督管理(47条～54条)</p>	-
8	<p>法的責任(55条～61条)</p>	-
9	<p>附則</p>	定義規定(62条)

日系企業としては、以下の対応が必要と思われる。

- 上記表2で記載したように、ネットワークデータ取扱者の義務としては、本条例によって何か新たに創設されたものではなく、基本的には既存のデータ三法等において既に課されていた義務とは考えられる。

このタイミングで、現地法人はネットワークデータ取扱者に該当することを前提に、ネットワークデータ取扱者に課された義務が履行しているか再度チェックしておく必要がある。

- 上記表 3 で記載したように、個人情報の取扱いについても、基本的には既存の個人情報保護法等の内容を敷衍するものであるが、この機会に個人情報の取扱いに違反等がないか再度確認しておくことが望ましい。
- 上記表 4～6 の通り、「1000 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者」、「重要データの取扱者」、「ネットワークプラットフォームサービス提供者」、「ネットワークプラットフォームサービス提供者」には本条例において加重義務が課されている。一般的に外資の現地法人(外商投資企業)がこのような主体となることは実務的には限定的と思われるが、取引の相手方等がこれらの主体に該当する可能性はあると思われる。この点については、まずは法体系の大きなイメージを把握しておけば足りると思われる。

以上

III. 中国法令アップデート(主に 2024 年 9 月 1 日～9 月 30 日の法令を対象)

最新中国法令の解説

今号の注目法令は、「ネットワークデータ安全管理条例」である。同条例に関しては、2021 年 11 月に意見募集稿が公表されていたところ、3 年の期間を経て、ようやく正式公布に至り、2025 年 1 月 1 日から施行される。同条例は、「ネットワーク安全法」、「データ安全法」、「個人情報保護法」(いわゆる「データ規制三法」)に基づき横断的・体系的に定められたデータ規制三法の肝となる行政細則である。同条例に関しては、今号の Lawyer's Eye において速報ベースで解説している。また、本条例の和訳も作成しておりますので、ご入り用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

その他に社会的にも影響が大きいものとして、定年退職年齢の引き上げに関する法制度改正の決定がなされている。法定の定年退職年齢を 15 年かけて段階的に引き上げ、男性は 60 歳から 63 歳、女性は 55 歳から 58 歳(管理職)及び 50 歳から 55 歳(一般職)に引き上げる。

なお、10 月 19 日に、国務院は、デュアルユース(軍民両用)品の輸出管理に関する条例を公布している。軍民両用品の輸出を許可制とし、対象品目のリストの作成や手順を定めるもので、米欧による中国からロシアへの軍事両用品の輸出批判に対応するものとみられる。同条例については次号の法令アップデートで取り上げる予定である。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<憲法・行政法>

統計法改正

[ポイント] 1983 年に制定された中国統計法に対する改正は 1996 年と 2009 年に続き、今回で 3 回目となる。

今回の改正は、中国政府の度重なる対策にもかかわらず、各地で統計の偽装や改ざんが繰り返生じていることを受け、統計不正の防止と処罰を強化することを主たる目的とするものである。中国政府が公表する統計データの信ぴょう性については、国際的にも疑義の声が相次いでいるところでもある。

今回の改正では、統計業務については共産党の指導を堅持するとの文言も追加され、中央政府による監督強化の姿勢が示されている。また、地方政府は統計不正の防止に関する責任制度を確立し、指導幹部に対する統計業務にかかる評価・監理を強化し、統計不正に対しては法的責任を追求しなければならない、という趣旨の文言が追加されている。そして、政府及び単位の責任者は、下級の単位及び人員又は統計調査の対象者に対して、虚偽の統計データを報告するよう明示又は暗示してはならず、拒絶したものに対して報復してはならないという点が明記されている点、政府・単位の責任者が処罰される場合として「その他の統計の偽装や改ざん行為があった場合」というバスケット条項が追加されている点、統計の偽装や改ざん行為について直接責任を負う者(実行者)のみならず責任を負う指導幹部も処罰の対象となることが明記された点等が注目されている。

統計法は、基本的には政府による統計業務に関する法律ではあるが、「企業事業単位」も、政府が提出を求める統計データの提出を拒絶した場合、虚偽のデータを提供した場合、データの提出が遅れた場合等においては処罰の対象とする旨が定められており、今回の改正でも罰金の金額の引き上げが行われている点については、中国内に「企業事業単位」たる拠点を有する日系企業としても留意を要する点である。

また、今回の改正による修正点ではないが、統計法、統計法実施細則及び涉外調査管理弁法によれば、国外の組織・個人が中国国内で統計調査活動(市場調査及び社会調査を含む)を行う必要がある場合は、中国国内の涉外統計調査の資格を有する機関に委託して統計調査を行わなければならないとされており、自ら(又は資格を有さない中国現地法人を通して)中国国内で統計調査活動を行うことは禁止されている。また、中国現地企業であっても外商投資企業が市場調査・社会調査に従事することについては制限が存在すること(外資への市場開放がさらに推し進められた全国版の外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト) 2024 年版においても、市場調査に従事できる外商投資企業は中外合弁企業に限定されており、また、外商投資企業による社会調査への従事は禁止されている。なお、自由貿易試験区版のネガティブリストにおいては、2021 年版より、市場調査に関する外資制限はなくなっており、また、自由貿易試験区内の外商独資企業で涉外統計調査(社会調査は除く)の資格を取得している企業も存在する。)。統計調査活動に関しては上記のような規制があることについては、日系企業としてもこの機会に改めて明確に認識しておきたい。

[原文] 关于修改《中华人民共和国统计法》的决定 (中华人民共和国主席令第三十一号)

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常务委员会 (全国人大常委会)

2024 年 9 月 13 日公布、同日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

国防教育法(2024 改正)

[ポイント] 全人代常務委員会は、改正国防教育法を正式に公布した。中国では、学校教育の全プロセスにおいて愛国主義を徹底するために本年 1 月 1 日から愛国主義教育法が施行されている。本国防教育法は古く 2001 年に制定され 2018 年に改正を経ているが、近時の愛国主義教育徹底の政策方針を踏まえて、大学と高校に基本軍事訓練を実施するよう義務を課する等の「学校における国防教育」(学校国防教育)を定める規定が追加されている。「学校国防教育」を通じて、学生の国防意識を高め、兵役に就くことを荣誉とする社会的雰囲気醸成することを目的としている。

[原文] 国防教育法(2024 修订) (中华人民共和国主席令 (第三十号))

[公布/公表機関] 全人代常務委員会 (全国人民代表大会常务委员会)

2024 年 9 月 13 日公布、2024 年 9 月 21 日施行

執筆担当: 若林耕

<民法>

「中華人民共和国民法典」権利侵害責任編の適用に関する解釈(一)

[ポイント] 本司法解釈は、民法典の第 7 編に定める権利侵害責任(日本法の不法行為責任に相当する)に関するものである。事業者の立場からは以下の点が特に注目に値する。

1. 使用者の代替責任(使用者責任)

民法典 1191 条 1 項において、従業員の職務遂行中に他人に損害を与えた場合、使用者が権利侵害責任を負う。従業員に故意または重過失がある場合は、従業員に対して求償できると定めている。本司法解釈 15 条は、かかる従業員は、労働関係を有する従業員のみならず、使用者の職務を遂行するその他の者(退職後の再雇用者、臨時工等が該当すると思われる)も含まれると、明らかにした。

2. PL 責任

民法典 1202 条、1203 条において、製品の欠陥により損害を受けた者は、生産者又は販売者に対して損害賠償を請求できると定められている。また、製品品質法 41 条には、製品の欠陥により、人身、欠陥商品以外の他の財産に損害を与えた場合、生産者は賠償責任を負うと定めている。欠陥商品そのものの損害を請求できるかは、必ずしも明らかではなかった。本司法解釈は、購入した製品の欠陥により損害を受けた買主は、欠陥商品そのものの損害及び他の財産の損害を請求できると明確に定めた(19 条)。

[原文] 关于适用〈中华人民共和国民法典〉侵权责任编的解释（一）（法释[2024]12号）

[公布／公表機関] 最高人民法院（最高人民法院）

2024年9月26日公布、2024年9月27日施行

執筆担当：中国弁護士 胡絢静

<外商投資>

医療分野における開放試行業務の拡大展開に関する通知

[ポイント] 中国の商務部と国家衛生健康委員会、国家薬品监督管理局は、9月7日、「医療分野における開放試行業務の拡大展開に関する通知」（「本通知」）を公布した。本通知は、医療分野における外資規制の緩和を定めるものとして注目される。その主な内容は、以下のとおりである。

1. 生物技術分野

本通知が公布された日から、中国（北京）自由貿易試験区、中国（上海）自由貿易試験区、中国（広東）自由貿易試験区および海南自由貿易港では、外商投資企業が人体の幹細胞、遺伝子診断と治療技術の開発と技術応用に従事し、製品の販売登録と生産に使用することを認めるとした。販売登録と生産が承認された製品は、中国全土で使用可能である。

2. 外資 100%出資の独資病院の設立

中国では現在のところ、病院は中外合弁／合作形態の民間営利病院の設立しか許可されていない。本通知により、北京、天津、上海、南京、蘇州、福州、広州、深セン、海南全島に外資 100%出資の独資病院を設立することを認めるとした（漢方医類を除く、公立病院の買収合併を含まない）。外商独資病院の設立に関する具体的な条件、要求、手順などは別途通知するとした。

なお誤解がないように説明すると、上記はいずれも一部の地域に限られた外資規制の緩和である。9月6日に公布された「外商投資参入特別管理措置（ネガティブリスト）（2024年版）」では、やはり、人体の幹細胞、遺伝子診断・治療技術の開発と応用への投資を禁止することや、医療機関を合弁／合作に限定するなどの条件が盛り込まれている。

[原文] 关于在医疗领域开展扩大开放试点工作的通知（商资函（2024）568号）

[公布／公表機関] 商務部、国家衛生健康委員会、国家薬品监督管理局（商務部、国家卫生健康委、国家药监局）

2024年9月7日公布、同日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李加弟

<社会法>

ネットワークデータ安全管理条例

[ポイント] 本条例に関しては、2021年11月に意見募集稿が公表されていたところ、3年の期間を経て、ようやく正式公布に至り、2025年1月1日から施行される。同条例に関しては、今号のLawyer's Eyeにおいて速報ベースで解説しているのでそちらを参照されたい。

[原文] 网络安全安全管理条例（国务院令 第790号）

[公布／公表機関] 国务院（国务院）

2024年9月30日公布、2025年1月1日施行

執筆担当：若林耕

広東省・香港・マカオグレーターベイエリア（中国内地、マカオ）個人情報越境移転標準契約実施ガイドライン

[ポイント] 個人情報取扱者が中国本土から個人情報の越境移転を行う場合（中国本土から香港・マカオへ個人情報を提供することも越境移転に該当する。）、一部例外を除き原則として①中国当局による安全評価、②個人情報保護認証、又は③情報受領者との標準契約の締結のいずれかの要件を満たすことが必要と

なる。実務における対応として、一般的に行政手続きの負担が比較的少ないとされる③の標準契約が多く選択される。但し③については、年間 10 万人以上の個人情報に移転する個人情報取扱者は用いることができない(この場合、より手間がかかり難度の高い①の安全評価に合格する必要がある。)

本実施ガイドラインは、「中国国家インターネット情報弁公室とマカオ特別行政区政府経済財政局によるグレーターベイエリアにおけるデータの越境移転促進に関する協力覚書」に基づき、下記の適用対象の範囲内であれば、上記のような年間の移転数量の制限にかかわらず、③の標準契約の締結の方法により(より簡易に)越境移転できるという例外的な措置を定めるものである。

項目	概要
適用対象	マカオ特別行政区、及び広東省の広州市、深圳市、珠海市、佛山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市に登録する企業、又は所在する個人(2 条)
越境移転における主な義務	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 情報受領者との標準契約の締結(2 条、6 条) ➤ 移転前の個人情報主体への通知及び同意取得(4 条 1 項) ➤ グレーターベイエリア外の組織と個人への提供の禁止(4 条 2 項) ➤ 個人情報の保護に対する影響の評価(5 条) ➤ 当局へ標準契約等の届出(7 条)
本実施ガイドライン下の標準契約と③の標準契約の主な相違点	なお、標準契約については当局フォーマットを使用することが原則として義務付けられる。一般的な当局フォーマットと本実施ガイドラインのフォーマットを比較したところ、ガイドラインに合わせた調整と適用地域の違いに伴う形式的な調整以外特に相違点はない。

また、本実施ガイドラインはマカオに関するものであるが、香港については同様の実施ガイドラインが 2023 年 12 月に施行されており、これに応じた標準契約の届出も開始されている。

[原文] [粵港澳大湾区（内地、澳门）个人信息跨境流动标准合同实施指引](#)（国家互联网信息办公室 澳门特别行政区政府经济及科技发展局 澳门特别行政区政府个人资料保护局公告 2024 年第 1 号）

[公布／公表機関] 国家インターネット情報弁公室、マカオ特別行政区政府経済と科学技術發展局、マカオ特別行政区政府個人データ保護局（国家互联网信息办公室、澳门特别行政区政府经济及科技发展局、澳门特别行政区政府个人资料保护局）

2024 年 9 月 10 日公布、同日施行

執筆担当：上海オフィス顧問 石瀛

法定定年退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定

[ポイント] 中国の法定の定年退職年齢は、原則として、男性が 60 歳、女性が 55 歳(管理職)又は 50 歳(一般職)である(労社部発[1999]8 号等)。現行の法定の定年退職年齢は、1951 年に決定したものであるが、その後、中国の平均寿命や人口構成は大きく変化しており、「2023 年民政事業發展統計公報」によれば、2023 年末の 60 歳以上の人口は全人口の 21.1%である。そのため、労働力の確保や年金の枯渇といった課題に対応する必要性が指摘されており、定年退職年齢の引上げは従前から議論されていた。

2024 年 9 月 13 日、第 14 期全国人民代表大会常務委員会第 11 回会議において、「法定定年退職年齢の段階的引上げの実施に関する決定」(以下「本決定」という。)が可決され、法定の定年退職年齢の段階的引上げ等が決定された。また、本決定と同時に、「国务院の法定定年退職年齢の段階的引上げに関する弁法」(以下「本弁法」という。)も公布された。本決定及び本弁法は 2025 年 1 月 1 日から施行され、その主な内容は以下のとおりである。

項目	概要
法定退職年齢の引上げ(本弁法1条)	<ul style="list-style-type: none"> ・法定の定年退職年齢を15年かけて段階的に引き上げ、男性は60歳から63歳、女性は55歳から58歳(管理職)及び50歳から55歳(一般職)に引き上げる。 ・2025年1月1日から、男性及び管理職の女性の定年退職年齢は4か月ごとに1か月引き上げ、一般職の女性の定年退職年齢は2か月ごとに1か月引き上げる。また、本弁法の別紙1～3に生年月日ごとの定年退職年齢及び定年退職時期が列挙されている。
基本養老年金の最低納付期間の引延ばし(本弁法2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・2030年1月1日から、労働者が基本養老年金(日本の国民年金に相当する制度)を受給するための最低納付期間を段階的に15年から20年に引き延ばす。 ・法定退職年齢に達したものの、最低納付期間を満たさない労働者は、納付期間の延長又は一時金の拠出をすることにより最低納付期間を満たすことができれば、基本養老年金を受給することができる。
定年退職時期の柔軟化(本弁法3条)	<ul style="list-style-type: none"> ・最低納付期間を満たした労働者は、従前の法定の定年退職年齢を下回らず、かつ、3年を超えない範囲で、前倒して定年退職を選択することができる。 ・法定の定年退職年齢に達した労働者は、使用者と合意することにより、3年を超えない範囲で定年退職時期を延長することができる。

[原文] 关于实施渐进式延迟法定退休年龄的决定

[公布/公表機関] 全国人民代表大会常务委员会 (全国人民代表大会常务委员会)

2024年9月13日公布、2025年1月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

ネットワーク安全標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン

[ポイント] 2024年9月14日、中国全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会は「ネットワーク安全標準実践ガイドライン—機微な個人情報識別ガイドライン」(以下、「本ガイドライン」という。)を発表した。本ガイドラインは、個人情報保護法において規定される「機微な個人情報」の識別に関する監督当局の定めるガイドラインである(本ガイドラインには法令としての強制力はないが、行政当局の法執行におけるガイドラインとして機能すると予想されるため、実務上の参照価値は高い。)。

中国法において「機微な個人情報」とは、漏洩又は不正使用された場合、自然人の人格、尊厳が容易に侵害され、又はその人身、財産の安全が容易に危害を被る個人情報(個人情報保護法28条)とされている。本ガイドラインでは、①一般的な個人情報から推測され得る機微な個人情報、および②複数の一般的な個人情報が集積または融合後に機微な個人情報になり得る個人情報全体もこれに該当すると拡大的な解釈がなされている点がポイントである。例えば、購入履歴が蓄積されるにつれ、その内容から個人の収入状況や家庭環境、さらには生活習慣や趣味嗜好に至るまで多くの情報が推測されるようになるため、場合によっては、これらの情報が機微な個人情報に該当すると判断される可能性がある。。

また、本ガイドラインは付録Aにおいて典型的な機微な個人情報が下記の通り例示されている。

カテゴリー	典型的な例
生体認証情報	遺伝子情報、顔情報、声紋、歩行パターン、指紋、掌紋、虹彩などの生体認証情報など
宗教信仰情報	個人が信仰する宗教、所属する宗教組織や役職、宗教活動、特定の宗教習慣など
特定の身分情報	障害者の情報や、公開することが適切でない職業情報など

医療健康情報	病歴、健康診断記録、生育情報など、健康状態、診断記録や検査データなど
金融口座情報	銀行や証券口座番号とパスワード、またはその資金取引に関する情報など
行動軌跡情報	継続的な位置情報、車両の移動パターンの記録など、個人の位置や活動履歴に関する情報など
14歳未満の未成年者に関する情報	未成年者の個人情報
その他	正確な位置情報、身分証の写真、性的指向、犯罪記録、信用情報、プライベートな写真や動画など

[原文] [网络安全标准实践指南——敏感个人信息识别指南](#)（网安秘字〔2024〕115号）

[公布／公表機関] 全国サイバーセキュリティ標準化技術委員会（全国网络安全标准化技术委员会）

2024年9月14日公布、同日施行

執筆担当：上海オフィス顧問 石瀛

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞



中国万感



11 月、上海はアートシーズンの到来

日本弁護士 若林 耕

芸術アートの都市といえば、ロンドン、パリ、ニューヨーク等をまず思い浮かべられる方は多いかもしれない。最近では上海も負けてはいない。特に毎年 11 月第 1 週は、上海で多くのアートプログラムが開催されるため、上海のアートシーズンとして大変盛り上がりを見せる。アート好きな筆者も、この時期には毎年上海を訪れて、美術館やギャラリーを巡るのが恒例になった。今回は、その中で筆者がおすすめのイベントや場所を紹介したい。



アートフェアとしては以下の 2 つが大規模で 1 日かけても回りつくせない。

- Westbund(2024 年 11 月 8 日～10 日)
<http://www.westbundshanghai.com/>
- ART021 Shanghai(2014 年 11 月 7 日～10 日)
<https://www.art021.org/>

美術館としては、巨大な航空機用の燃油タンクが現代美術館に変身した「上海油罐芸術中心」(TANK Shanghai) が建物スペースとしてユニークであり、また開催されるプログラムも世界的に最先端な内容のものが多い。

<http://www.tankshanghai.com/en/>

多くのギャラリーはこの時期に合わせて、年間を通じて特に一押しのお展覧会のオープニング企画をぶつけてくる。ギャラリーとしては、上海は複数に散らばっているが、上海の新しいアートスポットである Rockbund エリアに移転した日本の Ota Fine Arts Shanghai のスペース空間には魅了される。

<https://www.otafinearts.com/ja/about/shanghai/>

更に、上海の旧フランス租界エリアにある中国の Gallery Vacancy は、立地条件もさることながら、中国やアジアの現代作家を中心とした魅力的な個展を常に開催している

<https://www.galleryvacancy.com/>

また、Capsule Shanghai は、旧フランス租界エリアの建物をギャラリースペースとしており、その独特な空間スペースにあった作品のインスタレーションにいつも驚かされる。

<https://capsuleshanghai.com/>

また、この時期に合わせて、世界的に有名なオークションハウスである Christie's (中国語で「佳士得」という)は、上海で現代アートのイブニングオークションを開催するのが続いている。

<https://www.christies.com/en/auction/20th-21st-century-evening-sale-30143/>

中国では、全国各地にプライベート美術館等が建設され、現代アートに対する関心が高い(中国の特徴としては、不動産と同様にアートも投資対象という見られ方をする傾向は強い。)。近年は、特に11月第1週の上海のように、見ごたえのあるアートプログラム等が増え、中国作家人材も含めて国内のアート関連人材の層の厚さには目を引く(その多くは国外でも活躍している。)

現在は日本から中国に行くにはなおビザ取得が必要であり若干ハードルは高いが、11月初旬はちょうど上海蟹のシーズンにも重なる。上海でアートやグルメを贅沢に堪能できる最高の季節であろう。

以上

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com